

# 釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（仮称） （案）

総合政策課男女共同参画室

# 制度導入の趣旨

釜石市では令和6年3月に策定した「かまいし男女共同参画推進プラン2024-2028」において「多様な生き方を認め合い 互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくり」を基本理念に掲げている。この理念に基づき、市民の誰もが互いに人権を尊重しあい、自分らしく生きられる社会の形成を目指すため、令和7年4月1日から「釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（仮称）」を導入するもの。

この制度は、法的な効力（相続や税扶養等）を生じさせるものではないものの、すべての市民がお互いの人権や多様性を尊重し合いながら、誰もが人生のパートナーや家族と安心して暮らしていくことができるよう、市が応援することを目的とする。

# 制度の概要

## パートナーシップ制度

パートナー関係にあることを対外的に証明することができない二人が、お互いを人生のパートナーとして、継続的に協力し合うことを約束した関係である旨を市に宣誓した場合、宣誓されたことを市が証明する制度

## ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓した二人に、子どもや親がいる場合、家族として協力し合う関係であることを併せて宣誓することができる制度

# 制度を利用することによるメリット

- ・宣誓することにより、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなる
- ・宣誓することにより、市ではその二人がパートナーであることや、パートナーの子どもや親と家族関係にあるものとして各種行政サービスの提供を可能とする
- ・市が公に関係性を証明することで、岩手県や民間企業等が独自に提供しているサービスなどが利用しやすくなる

# パートナーシップ制度を利用できる方①

次の要件をすべて満たしている場合に宣誓することができるものとする。

- お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であること
- 宣誓日において成年（18歳以上）であること（日本国以外の国籍を有する方は、その国における成年年齢以上であること）
- お二人またはどちらかお一人が市内に住所を有していること（お二人とも住所がない場合、宣誓日から3か月以内に市内へ転入予定であること）
- お互いに配偶者がいないこと
- 宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップ関係にないこと
- お互いが近親者に当たらないこと（養子縁組により近親者となった人は除く）
- ※近親者の範囲は、直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族となる。

## パートナーシップ制度を利用できる方②

※以下のようなケースに該当する方々も含め、誰でも利用できる制度とする。

- 事実婚の方
- 現行の戸籍法による婚姻届出を希望しない方
- 婚姻制度によらない家族の在り方を選択している方
- 日本国以外の国籍を有しているため、婚姻届が容易にできない方
- 日本国以外の国において、宣誓するパートナーと同性結婚をしている方 など

# ファミリーシップ制度を利用できる方

次の要件を満たしている場合に、パートナーシップの宣誓と併せて宣誓することができるものとする。

- パートナーシップを宣誓するお互いの子や親であること（養子・養親を含む）
- 宣誓する15歳以上の子または親について、本人の同意があること
- 宣誓する15歳未満の子が、パートナーシップを宣誓するお二人またはどちらかお一人と生計が同一であること

# 制度手続きの流れ

手続きの流れについては次のとおりとする。

- ① 宣誓日の事前予約
- ② 必要書類の事前提出（宣誓書、同意書※ファミリーシップ宣誓も併せる場合、住民票、戸籍一部事項証明書）
- ③ 宣誓日に来庁（原則二人揃っての来庁、本人確認書類持参）
- ④ 市からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証・受領証カードの交付



行政窓口・民間業者窓口を受領証カード等提示し、関係性を証明することで各サービスが受けやすくなる



